

令和6年度定山溪地区アクティビティコンテンツ推進補助金 募集要領

令和6年5月
札幌市経済観光局観光・MICE 推進課

～定山溪エリア内でアクティビティを提供される事業者を支援します～

1. 事業概要

(1) 事業目的

この事業は、定山溪エリア内（別図）において提供されるアクティビティコンテンツの新規造成、また既存コンテンツのレベルアップを図ることにより、札幌市の観光の振興に対して一層の効果が期待される事業に関し、その経費の一部として補助金を交付するものです。

(2) 事業イメージ

札幌市内のアクティビティ
(カヌー、サイクリングなど)

定山溪地区アクティビティ
コンテンツ推進補助

- ◆外国人にも対応できるギアやウェアの整備
 - ◆応急措置に関するスキル習得
 - ◆ガイドの英語レベルの向上
- 等

新規コンテンツの造成
アクティビティのレベルアップ



【アクティビティとは】

- 定山溪地区の自然（川・湖・山・空・雪など）をフィールドとして実施する体験・ツアーなど
- ものづくりや文化の体験活動など

2. 補助内容

(1) 応募対象事業

「1. 事業概要」を満たし、かつ、以下の要件をすべて満たす事業を募集します。

- ①新規事業又は既存事業のレベルアップ事業であること。
- ②事業計画、資金計画が具体化されており、補助終了後も事業を継続して実施すること。
- ③事業を実施するにあたって必要な能力や資格を有している事業者であること。
- ④札幌市の他の事業及び国や北海道など他の公共的団体等による補助等を受けていない事業であること。

(2) 補助率・補助上限額・採択件数

交付額は400万円を上限としており、補助率は2分の1となっております。

また、採択件数は3件程度を予定しております。

(3) 補助対象経費

本事業における支援の対象は、アクティビティコンテンツの魅力を高め、観光客の満足度向上に資することを目的とした、新規コンテンツの造成や、既存コンテンツのレベルアップ及びそれに係る設備・備品の購入等の経費とします。具体的には、次のとおりです。

①施設等の改修

アクティビティコンテンツの造成に必要となる施設の改修に要する経費(宿泊施設等におけるスキー・スノーボード用品等の保管場所の新設・改修に要する経費も含む)。

②各種体験コンテンツに必要となる設備・備品等の購入等

アクティビティ体験に必要な衣服・ライフジャケット等の装具及び自転車・ラフティングボート等の器具、並びに自然環境下における体験に必要な望遠鏡等の器具、レンタル用スキー用具の購入等に要する経費。

③「①」及び「②」以外の経費で、観光コンテンツの造成・レベルアップに必要な経費。

※補助対象外経費

- ・本事業に直接関係ない経費
- ・事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、固定資産税、光熱水費、通信料等）
- ・土地及び建物の購入等に係る経費
- ・自動車及びバイクの購入等に係る経費
- ・本事業以外の用途で使用する物品等に係る経費
- ・景品等の購入費
- ・クーポンや乗車船券等の割引原資のための経費
- ・本事業における資金調達に必要な経費
- ・既存物品の買い替え（同レベル機能の場合）に係る経費
- ・宿泊を目的としたキャンプやグランピング用品、施設等に係る経費
- ・その他、事業の新規性や発展性を期待することができない取組に係る経費 等

3. 申請できる方

定山溪エリア内（別図）においてアクティビティの提供を行う事業者の方で、下記の要件のすべてを満たすことが必要です。

- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない。
- 市税（法人市民税、固定資産税及び都市計画税）の滞納がない。
- 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）等に基づく再生または更生手続きを行っている者でない。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではない。

4. 申請方法及び交付決定について

（１）申請期間及び方法

【申請期間】

令和 6 年 5 月 17 日（金）～令和 6 年 6 月 14 日（金）17 時（必着）

【申請方法】

持参又は郵送 ※書類に不備がある場合は受付できません。

【申請書類】

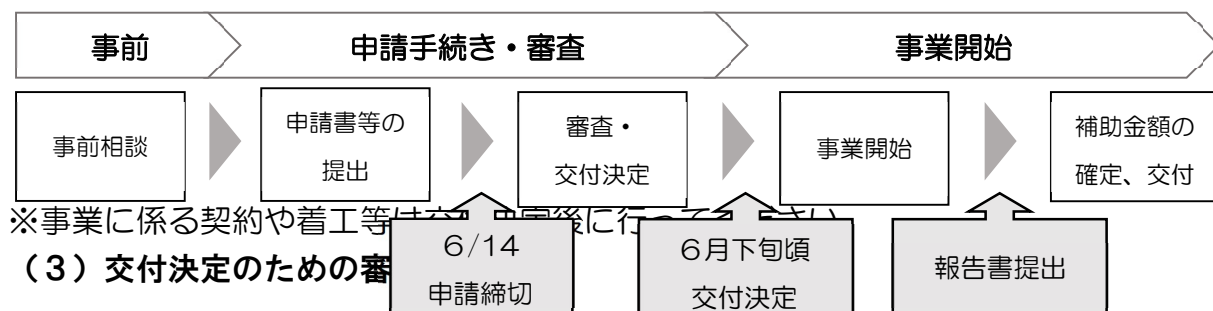
札幌市公式ホームページ「札幌の観光行政」からダウンロードできます。

(https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/news2/r6jzk_avtivity.html)

- ア 交付申請書（様式 1）
- イ 事業計画書（様式 2）
- ウ 事業収支予算書（様式 3）
- エ 申請者の現在事項全部証明書
- オ 申請者の納税証明書
- カ その他、市長が必要と認めるもの

※事業計画書（様式 2）の作成にあたっては、事業概要等を簡潔に纏めたものを、様式 2 の別紙（A4 サイズ 1 枚）に記載し、併せて提出してください。

（２）申請から交付決定までの流れ



6月14日（金）までに申請があったものについて、書類審査を実施し、補助対象者を決定します。ただし、申請者多数のため総申請額が予算額を上回った場合等、必要に応じて審査委員会を設置し、交付の可否を決定することがあります。

なお、提出された書類については、以下の観点から審査します。

【備考】

- ① 評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とする。
- ② 評価点は「評価基準点×係数」により求め、最低評価基準点（総合得点の6割）を超えていること。

評価項目	評価内容	係数	評価点
全体構想の的確性	「定山溪観光魅力アップ構想」を踏まえているか	4	20
	定山溪ならではの地域の特色を踏まえた上で、戦略的かつ付加価値の高いアクティビティコンテンツの推進に係る計画となっているか	2	10
	本事業のターゲット像が明確に設定されているか	2	10
地域の一体性	地域内の他事業との相乗効果が見込まれているか	3	15
	地域内での事業実施体制、役割分担が明確になっているか	2	10
	観光事業者に限らず、地域の多様な関係者が連携した実施計画となっており、SDGsや持続可能な観光にも十分配慮されているか	2	10
事業計画の確実性	・自主財源の確保が可能か ・収支計画、事業体制に無理はないか ・事業の実施スケジュールは適当か	2	10
継続可能性	・申請段階において、次年度以降も継続して事業の実施ができる計画となっているか	3	15

（４）交付決定後の手続き

交付決定後の手続きは、以下のとおりとなっています。

【交付決定】

審査の結果決定した補助交付対象者に対し、補助金の交付決定通知書を送付します。また、選定されず交付決定しない場合も、その旨を通知いたします。

【交付決定後の事業内容の変更】

事業計画の内容変更及び中止は、原則認められません。もし大幅な内容変更等がある場合、速やかに補助金交付変更等承認申請書（様式5）を提出し、札幌市の上承を得る手続きをしてください。変更内容によっては、交付決定を取り消すことがあります。

【事業実績報告】

事業が完了した日から 30 日を経過した日又は当該年度の 2 月末日のいずれか早い日までに以下の書類を提出していただき、実績報告書の内容審査をしたうえで補助金額を確定し、交付します。

- ア 事業完了報告書（様式 7）
- イ 実績報告書（様式 8）
- ウ 収支決算書（様式 9）
- エ 補助事業に係る領収書（写）又は支出を証する書類（写）
- オ 銀行口座振込同意書（様式 11）
- カ その他市長が必要と認める書類

5. 事業費の精算について

補助金の交付は、原則として事業が完了した後、領収証など「事業の実施に係る支出を証する書類」を精査し、要した経費額を確定した上で、補助金を交付するものです。

補助対象経費を確定するため、事業完了報告書の提出と同時に、領収証や振込伝票の写しを提出しなければなりません。

領収証には、以下の内容の記載が必要です。

- ① 領収証の名宛人（補助金の申請者と同一であること）
- ② 支払金額
- ③ 支払日
- ④ 但し書き（支出の内容が明示されていること）

※支出の目的・内容が領収証から分からない場合、追加で請求書や納品書などをご提出いただきます。

また、領収書等はどの費目の領収書なのかが分かるよう、領収書を全てコピーし、番号を記載の上、順番通りに揃えて提出してください。

<記載・提出イメージ>

経費一覧				
団 体 名 A株式会社				
取 組 名 称 アクティビティコンテンツ推進事業				
No.	費目	日付	額面	対象経費
1	●●		30,000	30,000
2	○○			
3	△□			
4	★□			

領収書（写）

No.1

令和6年●月●日

A株式会社 様

30,000 円

●●代として

株式会社◆□□

とめて記帳されることのないようにしてください。さらに、口座の入出金については、全て取引明細を残すようにしてください。

なお、事業完了報告前には、全ての補助対象経費の支払いを終えていなければなりませんので、ご注意ください。

6. その他

(1) 補助金の取り消し

虚偽の申請や報告、不正な行為、補助金交付要領又は通知書に記載した内容及び条件への違反などがあった場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は、既に交付した補助金の返還を命じます。

(2) 情報の公開

提出していただいた書類はすべて公文書となり、補助の可否に関わらず返却できませんので、ご了承ください。

また、補助が決定した事業については、申請者名、事業名、事業概要等を公表する場合がありますので、あらかじめご了承のうえ応募していただくようお願いします。

(3) 消費税の扱い

税制上、補助金は消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、課税事業者である補助事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあたっては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない者
- ② 免税事業者
- ③ 簡易課税事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者

(4) 他の補助制度との関係

国、北海道、札幌市など、他の補助（助成金、委託費）等による財政的支援を受けている事業（予定を含む）については、交付申請を行うことはできません。なお、採択後に他の支援を受けていることが判明した場合は、決定を取り消す場合があります。

7. 問合せ先

札幌市経済観光局 観光・MICE 推進部 観光・MICE 推進課 振興担当係
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
電話：011-211-2376 FAX：011-218-5129

【別図】

小金湯温泉や八剣山、豊滝、豊平峡、札幌国際スキー場までを含んだ広域的な観光エリアを、定山溪エリアと表現しております。

